

新宿区



育児休業・介護休業
の取得を推進する中小企業を応援します！

パパサポート企業奨励金 介護サポート企業奨励金



パパサポート企業奨励金

育児休業コース...①

男性従業員の育児休業取得日数に応じて

最大40万円支給

(1回目 20万円、2回目・3回目 各10万円)

育児短時間勤務コース...②

男性従業員の育児短時間勤務制度利用に対して

1回につき **10万円**支給

介護サポート企業奨励金

介護休業コース...③

従業員の介護休業取得に対して

1回につき **15万円**支給

介護短時間勤務コース...④

従業員の介護短時間勤務制度利用に対して

1回につき **10万円**支給

いずれかのコースを合計3回まで申請可能

詳しくは裏面へ

まずは「ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度」の申請を

新宿区ではワーク・ライフ・バランスの取組を積極的に推進する企業を認定し、その取組を支援しています。

ワーク・ライフ・バランスの推進を目的としたコンサルタント派遣を、5回まで無料でご利用できます。



【問い合わせ】

新宿区子ども家庭部男女共同参画課
〒160-0007
新宿区荒木町16番地
新宿区立男女共同参画推進センター
(ウィズ新宿)
TEL: 3341-0801
FAX: 3341-0740
Eメール: danjo-keihatsu@city.shinjuku.lg.jp



◆対象企業（以下の全てに該当する企業が対象となります）

- ・ 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に定める中小企業者
- ・ 新宿区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業要綱に定める推進企業または推進宣言企業
- ・ 奨励金の種類ごとに定める支給要件を満たした企業

◆支給要件・支給金額（いずれかのコースを合計3回まで申請可能）

★共通要件（①～④）

- ・ 対象となる従業員を「育児休業」「育児短時間勤務制度」「介護休業」「介護短時間勤務制度」のそれぞれの開始日から支給申請日までの間、雇用保険被保険者として継続して雇用している。

①パパサポート企業奨励金・育児休業コース

- ・ 男性従業員が、子の出生後8週間以内に開始する育児休業を下表の期間取得している。
- ・ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）に定める雇用環境整備の措置を実施している。
- ・ 業務見直しに係る規程等を策定し、業務体制の整備を実施している。

当該育児休業の取得日数及び支給金額

1回目	連続5日（所定労働日4日）以上	20万円
2回目	連続10日（所定労働日8日）以上	10万円
3回目	連続14日（所定労働日11日）以上	10万円

②パパサポート企業奨励金・育児短時間勤務コース（申請回数にかかわらず10万円）

- ・ 男性従業員が、連続20日（所定労働日16日）以上の育児短時間勤務制度を利用している。

③介護サポート企業奨励金・介護休業コース（申請回数にかかわらず15万円）

- ・ 従業員が、連続14日（所定労働日11日）以上の介護休業を取得している。

④介護サポート企業奨励金・介護短時間勤務コース（申請回数にかかわらず10万円）

- ・ 従業員が、連続20日（所定労働日16日）以上の介護短時間勤務制度を利用している。

◆提出書類

- ・ 対象の従業員の「育児休業申出書」「育児短時間勤務制度利用申出書」「介護休業申出書」「介護短時間勤務制度利用申出書」の写し（各コースに対応したもの）
- ・ 対象の従業員の出勤簿の写し等、制度利用の状況が確認できるもの（全コース）
- ・ 労働協約又は就業規則、関連する労使協定等（全コース）
- ・ 雇用環境整備の措置を実施したことが分かる書類（①コースのみ）
- ・ 育児休業取得者の業務を代替する労働者の業務見直しに係る規程等（①コースのみ）

申請方法や必要書類等、詳しくはお問い合わせください。